

## 被扶養者認定に必要な添付書類一覧

16歳以上の方につきましては**健康保険被扶養者異動届**と**現況書**の他に下記の添付書類を添えて当組合までご提出ください。  
 扶養に入るためには一定の条件を満たしている必要があるため、書類を提出することで無条件に認定されるものではありません。

○：必ずご提出ください  
 △：該当する方は必ずご提出ください

認定対象者の方の現況	国民年金第3号被保険者届 (20歳以上の方)	住民票 (世帯全員の続柄入り)		所得証明書			※3	※4	※5	年金改定 通知書(写)	その他	
		認定対象者	母(父)子 家庭の方	扶養認定 対象者	※1 被保険者の 配偶者(妻・夫)	※2 その他親族	給与明細(写) 雇用契約書 確定申告書(写)	雇用保険 関係書類	送金証明			
子	出生		○		△							
	学生	△ (氏が違う方)	○		△		△ (アルバイト)			△	学生証(写)	
	学生以外	△ (氏が違う方)	○	○	△		△			△		
配偶者 (妻・夫)	専業主婦(夫)	○		○						△		
	働いている方 (パート・自営業等)	○		○			○			△	自営業の方は 確定申告書 (写)	
	退職を理由に 扶養に入る方	○		○				○		△		
	結婚を理由に 扶養に入る方	○		○						△	婚姻日の わかる書類	
父・母	同居	無職	○	○		△				△		
		働いている方 (パート・自営業等)	○	○	○	△	○			△	自営業の方は 確定申告書 (写)	
		退職を理由に 扶養に入る方	○	○	○	△		○		△		
	別居 <small>住民票が別世帯</small>	無職	○	○	○	△			○	△		
		働いている方 (パート・自営業等)	○	○	○	△	○		○	△	自営業の方は 確定申告書 (写)	
		退職を理由に 扶養に入る方	○	○	○	△		○	○	△		
その他の親族	同居	学生	○			△	△ (アルバイト)			△	学生証(写)	
		無職	○	○		△				△		
		働いている方 (パート・自営業等)	○	○	○	△	○			△	自営業の方は 確定申告書 (写)	
		退職を理由に 扶養に入る方	○	○	○	△		○		△		
	別居 <small>住民票が別世帯</small>	学生	○				△	△ (アルバイト)		○	△	学生証(写)
		無職	○	○	○	△			○	△		
		働いている方 (パート・自営業等)	○	○	○	△	○		○	△	自営業の方は 確定申告書 (写)	
		退職を理由に 扶養に入る方	○	○	○	△		○	○	△		

※1 配偶者の所得証明書： 配偶者が被保険者の被扶養者に認定されていない場合、配偶者の所得証明書をご提出ください。

※2 その他親族の所得証明書： 被保険者の被扶養者に認定されていない兄弟姉妹等がいる場合、その方たちの所得証明書をご提出ください。  
 (被保険者より扶養能力の高い親族がないことを確認するため)

※3 給与明細(写)： 直近3ヵ月分(パート等で働いている方)  
 雇用契約書(写)： 雇入れが始まったばかりで給与明細(写)3ヵ月分が無い方  
 確定申告書(写)： 自営業の方、給与以外の収入がある方

※4 雇用保険関係書類： 雇用保険未加入・受給権なし・放棄の方 ⇒ 退職日と在籍期間の確認できる書類(写)  
 雇用保険受給申請前・申請中の方 ⇒ 離職票1, 2または雇用保険受給資格者証(写)  
 雇用保険受給制限中・受給中の方 ⇒ 雇用保険受給資格者証の全ページ(写)  
 雇用保険受給期間延長中の方 ⇒ 雇用保険受給期間延長証明書等(写)  
 雇用保険受給終了後の方 ⇒ 終了印のある雇用保険受給資格者証の全ページ(写)

※5 送金証明書： 金融機関の振込票控えまたは現金書留の控え等、被保険者が別居の扶養家族の方と生計を同じにしている事が  
 第三者からみて証明できる書類。

注意：

- ◆ お子様の扶養者切り替え等は、喪失日・扶養の削除日がかかるものが必要です。
- ◆ その方の状況により、上記以外にも追加でご提出いただく書類がございます。  
 例：傷病手当金受給の方⇒保険給付支払決定通知書(写)等  
 養子縁組・内縁関係の方⇒戸籍謄本  
 外国籍の方⇒住民票(写)または 住民票記載事項証明書
- ◆ どの書類を提出すればよいか不明な場合には、直接健康保険組合までご相談ください。

【お問い合わせ先】  
 全日本理美容健康保険組合 適用課  
 TEL：03-6661-6106